

## 納税準備預金

令和4年5月10日

販売対象	・法人、個人	
期間	・期間の定めはありません。	
預入	(1) 預入方法	・随時預入できます。
	(2) 預入金額	・1円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。	
利息	(1) 適用金利	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。
	(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金へ組入れます。
	(3) 計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。この場合、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。	
手数料	—	
付加できる特約事項	—	
中途解約時の取扱	—	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へお問い合わせください。	
その他参考となる事項	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算、期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)	

沼津信用金庫

※本商品は当金庫の納税準備預金規定が適用されます。